

令和 8 年熊本地震における富山県外の被災地域から
県立高等学校への転入学の受入れについて

令和 8 年 8 月 7 日
富山県教育委員会

- 1 富山県外の被災地域から富山県立高等学校への受入れを希望してきた場合には、可能な限り弾力的に取り扱い、速やかに受け入れます。
- 2 被災地域からの生徒の受入れについては、教育みらい室県立高校課を受付窓口とします。

連絡先（月～金の8:30から17:15まで）

教育みらい室県立高校課高校教育担当 （076-444-3450）

- 3 対象生徒は、富山県外の令和 8 年熊本地震にかかる災害救助法適用地域に住所を有し、被災したことにより在籍する高等学校等への通学が困難となった者で、富山県内に転居することが確実な生徒です。
- 4 受入れの手続きについては、
 - (1) 原則として、次の①及び②の証明書により資格の確認を行う。
 - ① 令和 8 年熊本地震にかかる災害救助法適用地域に住所を有していることを証明できる書類（罹災証明書、在籍する高校の身分証明書等）
 - ② 富山県内への一家転住を証明する書類（身元引受人と同居する場合は、身元引受人承諾書及び身元引受人の住民票記載事項証明書）
 - ※ なお、上記証明書等が入手困難な場合は、個別に対応しますので、富山県教育委員会教育みらい室県立高校課にお問い合わせください。
 - (2) 必要な検査等を実施し、受入れを決定します。

被災時に高等学校等に在学していた生徒は、転入希望校にて志願生徒との面談等必要な検査を実施し、受入れを決定します。
- 5 「富山県立高等学校の授業料等に関する条例」第 5 条等に基づき、入学料は免除します。

また、災害救助法に基づき、学用品の給与を受けることができます。

なお、高等学校等就学支援金、奨学のための給付金、授業料等減免、富山県奨学資金等については、被災した生徒の状況に応じて弾力的な対応を行うこととしていますので、お問い合わせください。